十四号）による保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関する情報をいう。二　以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法に関する法律に基づく条例の規定により算定した税その他地方税に関する情報をいう。二　以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。二　以下同じ。）、公的給付支給等口座の登録等に関する情報（公的給付の支給等に関する法律第十一条第一項に規定する公的給付支給等口座登録簿関係情報をいう。二　以下同じ。）、公的給付の